

ブロック名称	長期的な在り方
III. 平塚 ブロック (⑥～⑦ゾーン) 『砂・緑・ 文化の共生 ブロック』	<p><ブロックの特性></p> <p>本ブロックは相模川右岸平野部の浜堤と大磯・二宮の隆起海岸段丘である。平塚市には湘南ひらつかビーチセンターが設置され、各種ビーチスポーツのほか、夏にはビーチバレー大会などが行われている。大磯町は、日本初の海水浴場が照ヶ崎に開設されるなど、戦前からリゾート地として知られている。二宮町では花火大会やマラソン大会等、人々に潤いを与える催しが行われている。</p> <p>温暖な気候に恵まれ、平坦地が住宅・農業等に幅広く利用されて発達してきた。照ヶ崎を挟み、東西で海底地形が変化する。照ヶ崎より東側の海岸は、やや急深の海岸となり、照ヶ崎より西側は、やや遠浅の海岸へと変化する。</p> <p>大磯や二宮海岸は、西湘バイパスの開通までは自然海岸の状態であったが、昭和47年1月全線開通後、道路擁壁が護岸の機能を果たしている。</p> <p>近年、海岸は河川からの土砂供給の減少等で侵食が進行し、かつ、前面に相模トラフを擁し、急深で、高波浪が発生し易い海岸である。</p> <p>周辺は観光海岸利用のほか沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p> <p><ブロックのこれからの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全し、住宅地としてのみでなくリゾート地としても快適な生活環境づくりを目標とするものとする。 ○ 日本初の海水浴の発祥の地としての歴史を尊重し、美しい海岸と緑の保全を目標とするものとする。 ○ 平塚の漁業は、目の前の海で獲れる新鮮で美味しい魚介類を供給するだけでなく、海の自然を守り、その豊かさ、楽しさを市民との協働により新しい海業として展開することを目標とするものとする。 <p><海岸の防護について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に近接して市街地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。 ・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。 ・ 平成19年台風第9号により砂浜が流出し護岸等が被災した大磯港から二宮漁港までの区間においては、通常時と高波浪時で方向の異なる沿岸流に対しても砂礫流出を防ぐ対策により砂浜の回復を図ることを目標とするものとする。 <p><海岸環境の整備と保全について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携し、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。 <p><公衆の適正な利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平塚ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正になされるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る散策路等を関係行政機関と連携し、整備されることを目標とするものとする。 ・ 砂浜・礫浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、また、西湘バイパス北側には太平洋岸自転車道路が設置され、人々に利用されているため、釣り等海に親しむことが出来るよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。 ・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等と連携し、産業、リゾート拠点の形成を目標とするものとする。

ブロック名称	長期的な在り方
IV. 小田原 ブロック (⑧～⑩ゾーン)	<p><ブロックの特性></p> <p>本ブロックは、地形・地質的に小田原漁港を境に西部と東部に分けることができる。東部は隆起海岸段丘、平野及び砂浜海岸、西部は箱根火山山脚部の岩石海岸である。典型的な急深な海岸で相模トラフとなり、高波浪や津波の被害を被った地域である。</p> <p>小田原市は小田原城、真鶴町は真鶴半島、湯河原町は湯河原温泉を有するなど、有名な観光資源に恵まれている。また、小田原海岸は市街にも近く市民の憩いの場であり、根府川から湯河原海岸は磯釣りのメッカである。さらに、斜面を利用して柑橘類が至る所で栽培されている。このように、本ブロックは、住居・歴史・農水産業・商工業・自然・観光・気候等いずれをとっても恵まれた地域である。また、沿岸では、大型定置網、刺網漁業が盛んに行われ、小田原漁港を中心に県西地域の水産業を支えている。本ブロックでは、緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸の広い範囲に分布している。</p>
『やまなみ・ 緑・歴史の 共生ブロック』	<p><ブロックのこれからの方向性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 砂浜を保全し、市民が身近に利用できる海岸を目指すとともに、加工、流通、販売等の機能が一体となった漁業関連施設と連携した海の総合的活用を目標とするものとする。 ○ 豊かな自然を活かし、生きた海を育み、自然を学ぶレクリエーション地区の形成を目標とするものとする。また、温泉や果樹園等とのネットワーク化による観光リゾート地区の形成を目標とするものとする。 ○ 陸海一体となった海洋レクリエーション利用の形成を目標とするものとする。また、自然公園等の整備や港湾機能の向上を図るとともに、産業の拠点としての整備を目標とするものとする。 <p><海岸の防護について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ高潮、津波対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。 ・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。 ・ ブロック等による消波施設箇所は、自然海岸の再生という在り方に基づいて、面的防護方式等により砂浜の復元を検討し、その対策を目標とするものとする。 ・ 海岸の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。 ・ 平成19年台風第9号により大量の砂礫が海底谷へ流出し、大規模な海岸侵食が生じた二宮漁港から酒匂川までの区間においては、急峻な海底谷が迫ることから、酒匂川からの供給土砂の流出を防ぐ対策により砂浜の回復を図ることを目標とするものとする。 ・ 大正時代に築造された海岸保全施設については、その設置経緯を把握し、その果たした役割を尊重し、出来る限り海の保全文化として後世に伝えることを目標とするものとする。 <p><海岸環境の整備と保全について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。 ・ 本沿岸は、岩石海岸と砂浜海岸となっており、藻場等の漁業資源も豊富に存在している。これら自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。 ・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。 <p><公衆の適正な利用について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ この海岸を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、砂浜と岩石の自然海岸として位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。 ・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。 ・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海浜利用のマナー向上を目標とするものとする。 ・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場の整備が促進されるよう、特に、小田原市内で既存防潮堤天端を活用したものや真鶴半島自然探勝歩道等の観光と海洋レクリエーション利用との融合を生み出す事業の展開を目標とするものとする。 ・ 砂浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、岩石海岸は磯釣りのメッカである。釣りやその他海に親しむことが出来るよう、関係行政機関等との連携を目標とするものとする。 ・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。

2-2 海岸の防護に関する事項

2-2-1 海岸の防護の目標

(1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸後背地の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

○ 高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

○ 津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

○ 侵食からの防護

侵食による汀線後退が現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

(2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもハード、ソフト対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は以下のとおりとする。

○ 高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に來襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。なお、來襲波浪は原則として30年再現確率相当とするが、後背地の土地利用の状況等に応じて、50年再現確率相当の波浪を適用するなど、柔軟に対応していく。

○ 津波

地域海岸毎に数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。

○ 海岸侵食

現状の砂浜の汀線を保持することを基本的な目標として、最低限の幅と必要に応じて海浜勾配の維持など、優れた消波機能を有する砂浜の回復を図ることを目標とする。

○ その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、環境モニタリングの継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していき、基本計画の見直しについて検討をする。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、後背地の安全性を確保しつつ、「環境」「利用」に配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

＜神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について＞

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとして津波に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を基に設定する。

高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の図（図 2-2-1）に表される。この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H. W. L.）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

津波に対して必要となる高さ（施設の計画天端高）は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月 8 日）に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に設定することとする。（図 2-2-2）なお、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸にハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な津波対策を講じることに努める。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

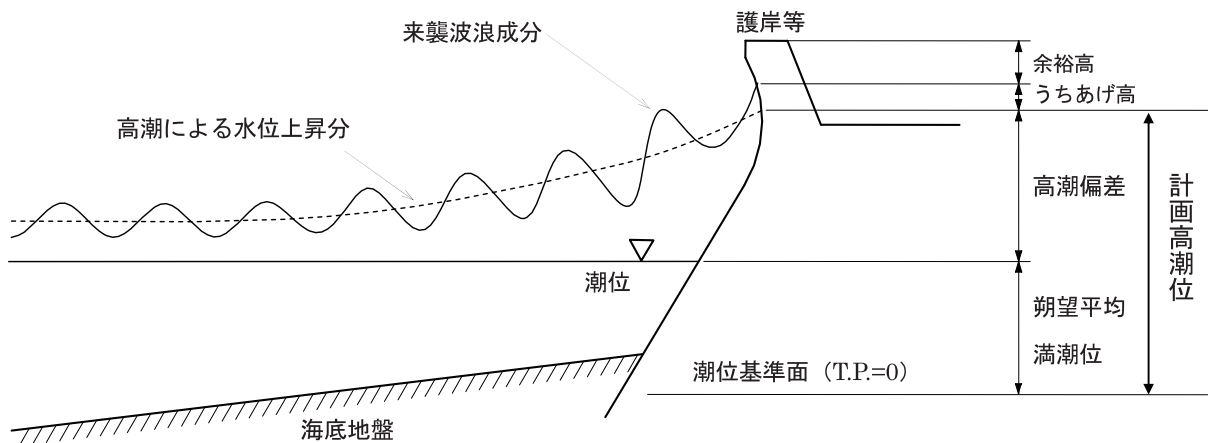


図 2-2-1 高潮・波浪による計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高（せり上がり考慮）} + \text{余裕高}$$

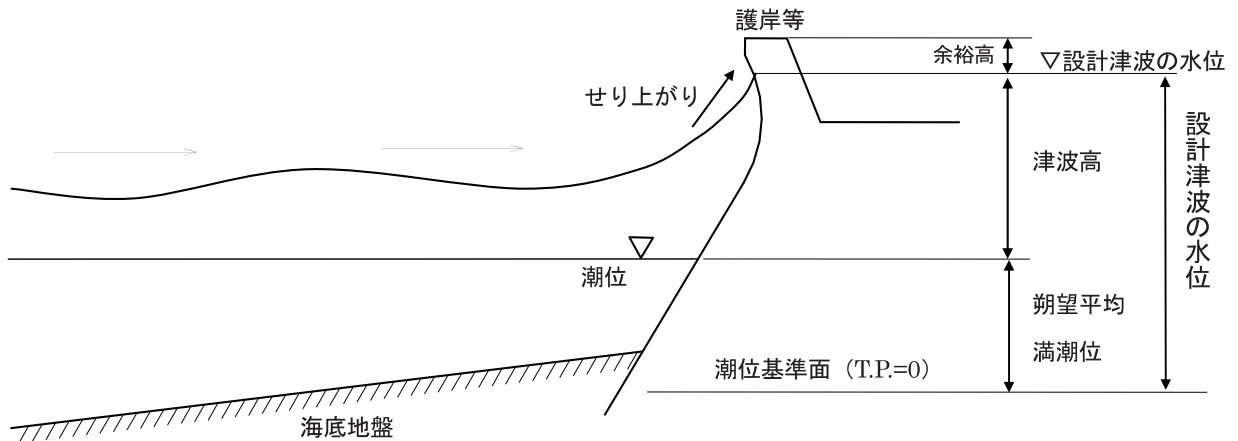


図 2-2-2 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

用語説明

うちあげ高：防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあげり高さのことである。

余裕高：堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大 1.0m を限度に決定されることが多い。

潮位基準面：東京湾平均海面（T. P. =0m）

高潮偏差：各海岸に対して最悪を想定した偏差

朔望平均満潮位：朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面。

津波高：津波によって海面が上昇した高さ。

せり上がり：津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま

相模灘沿岸の設計水位

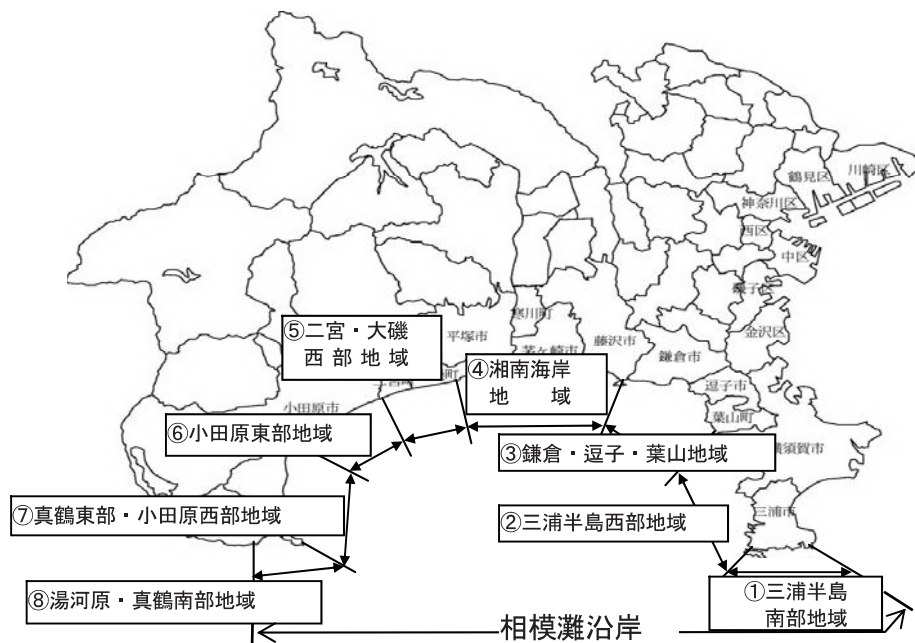
◎以下の表は「湾の形状や山付け等の自然条件」等により、海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。

◎今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

地域海岸名	高潮の防護水準	津波の防護水準	設計水位③ (①と②を比較)	備考
	高潮対策計画 (高潮に対する防護水準)	津波対策計画 (津波に対する防護水準)		
	うちあげ高の水位② ^{注1)注2)}	設計津波の水位 (せり上がり津波高)① ^{注1)注3)}		
	(T.P.+m)	(T.P.+m)	(T.P.+m)	
①三浦半島南部地域	2.4~6.5	4.1	4.1~6.5	
②三浦半島西部地域	1.6~5.0	5.9	5.9	
③鎌倉・逗子・葉山地域	2.4~5.0	6.0	6	
④湘南海岸地域	1.9~6.3	6.3	6.3	
⑤二宮・大磯西部地域	9.9~11.4	5.1	9.9~11.4	平成19年台風第9号被災後の状況による波浪推算であり、現在、具体的な対策の検討を行っている。
⑥小田原東部地域	5.1~12.0	4.9	5.1~12.0	
⑦真鶴東部・小田原西部地域	3.5~10.2	7.1	7.1~10.2	
⑧湯河原・真鶴南部地域	6.1~6.8	6.4	6.4~6.8	

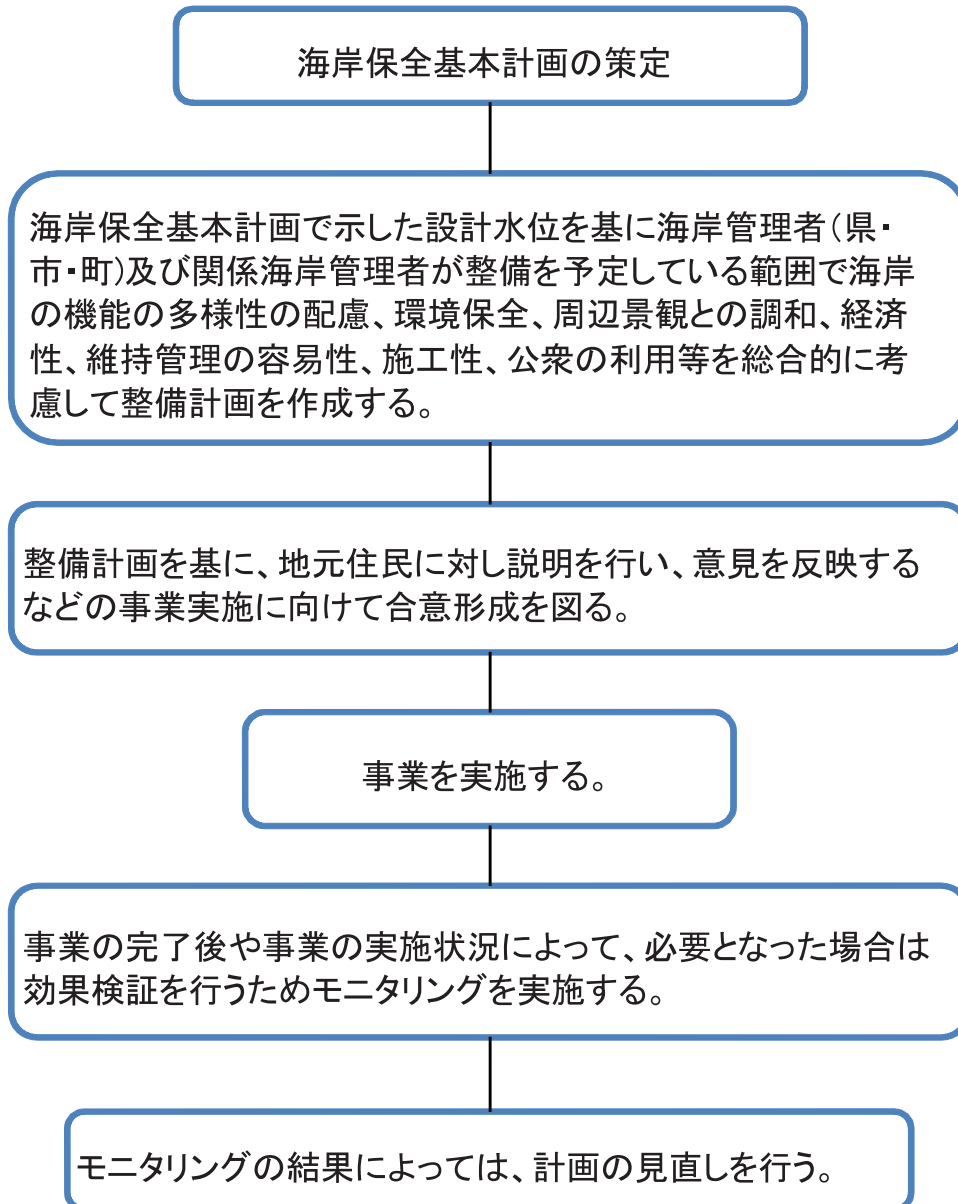
注)

- 1) 各水位は、各地域の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さを言う。
- 2) 本編図2-2-1[朔望平均満潮位+高潮偏差+うちあげ高]を示した値。
- 3) 本編図2-2-2[朔望平均満潮位+津波高(せり上がり考慮)]を示した値。朔望平均満潮位は0.85mに設定している。
- 4) 高潮はH24年度海岸高潮対策工事設計業務委託(ゼロ県債)(その1)相模灘沿岸波浪推算業務委託を参照。
- 5) 津波はH26年度海岸高潮対策工事設計業務委託 県単(その1)津波予測調査業務委託を参照。



海岸保全施設等の整備フロー(例)

海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、手法を変えたり、繰り返したりする場合があることに留意する。



2-2-2 防護の目標を達成するための施策

(1) 安全で安心して生活できる海岸の整備

- 相模灘沿岸は、これまで津波、高潮、越波、海岸侵食等の防止対策として海岸保全施設の整備が進められてきたが、保全機能が十分でない地区が残っていると同時に、新たに海岸侵食等が問題となってきた地区がある。また、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。そこで、本沿岸の人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下や老朽化した施設の改良・改築及び新たな海岸侵食に対する防護を推進するものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、後背地の防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性、さらに、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- 優れた消波機能を持つ砂浜の復元、松林等の海浜植生も含めた自然海岸の保全及び地域の特性を活かした海岸の整備が重要である。こうした海岸保全の取り組みを進める場合は、自然的・社会的特性の調査を十分、行った上で取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、後背地の防護機能のみではなく、景観、利便性及びユニバーサルデザイン化といった海岸へのアクセス向上にも配慮して、これらが一体となって海岸を守る方式が、利用度の高い海岸において重要である。
- 侵食が進行している海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持った砂浜全体の回復を図ることを目標とする。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応が重要である。さらに、相模川や酒匂川のように上流にダムのある河川においては、土砂供給にかかる対策として、砂防、森林、ダム、河川及び海岸等に係る関係行政機関が一層の連携を図るとともに、関係住民、学識経験者等が一堂に会して議論を深め、その成果を施策に生かした取り組みが重要である。具体的には、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に示される「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の考えに基づく総合土砂管理を進め、養浜を主体とした侵食対策を行い、モニタリングをしながら変化に応じた管理を行っていくものとする。
- 海岸保全施設の維持管理等については、定期的な点検、被災や異常箇所等の早期発見等を実施して災害を未然に防止することに努めるものとする。
- 海岸の整備にあたって、海岸へつながる通路等の開口箇所については、津波、高潮・波浪により波の浸水が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者と技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。



(2) 地域と一体となった防災対策

- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となった計画を策定することに取り組むものとする。
- 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知など、関係行政機関等と関係住民とが連携し、初等教育等を含め、防災意識の向上及

び防災知識の普及が重要である。このため、行政が主導しつつ関係住民と一体となった防災対策を進める活動体制を整備することが必要である。具体的には津波、高潮のハザードマップ等の基礎資料となる浸水図の作成や海岸防災にかかるソフト対策を推進するとともに、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

- 海岸における具体的なソフト対策として、海岸利用者に広く避難情報等を伝達するため、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し危険を知らせる津波情報盤や津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置し、また、津波の気象注意報、警報が発令された際のオレンジフラッグの掲出を推進するなど、情報の周知、伝達の工夫を図ることが必要である。



津波情報盤（湘南海岸公園）



津波情報看板（茅ヶ崎海岸）



津波情報看板の記載内容（茅ヶ崎海岸）



津波避難場所図記号



津波避難ビル図記号

2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

2-3-1 沿岸の景観の保全

- 相模灘沿岸は、海面、岩礁、磯、砂浜、礫浜、岬、植生、夕照等が織りなす、多くの美しい海岸の景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。また、貴重な景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及び海岸へのアクセスのための遊歩道等の環境整備を図るものとする。
- 砂浜海岸は、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であるとともに、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として、また、海洋レクリエーション利用の場としても重要な役割を果たしている。したがって、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。
さらに、自然海岸を大切にするという基本認識のうえ、砂浜全体の変動状況について定期的に調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。
- 砂浜・礫浜や松林、集落、山並みなどの多様な構成要素があり、これらが一体として沿岸の景観を構成していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、景観に溶け込むようにできるだけ配慮し、広い視点に立って、良好な海岸の景観の形成を図るものとする。
- 海岸の景観づくりを本沿岸全体に広げるため、神奈川県景観条例（平成18年12月施行）および神奈川県景観づくり基本方針（平成19年8月策定）により良好な風致景観の保全や拠点都市の景観形成と言った基本方向が示され、各関係行政機関は連携を図り、沿岸各地の環境情報の共有化等に努め、相模灘沿岸らしい自然の風景や漁村・農村・閑静な住宅風景といった集落景観の保全を図るものとする。



江の島と藤沢海岸

2-3-2 沿岸の植生の保全

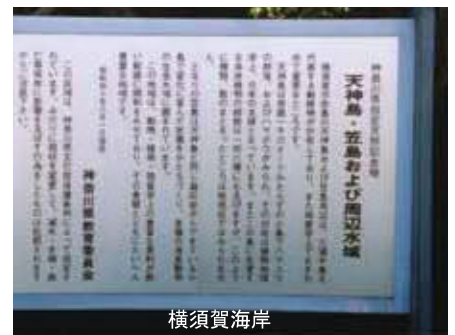
- 海岸保全施設の整備においては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じるものとする。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全に努めるものとする。
- 海浜植生の保全を進めるためには、関係行政機関と連携して、必要に応じて柵を設けて人の立入を制限するといった群落地内立入規制、マナー向上を図る啓発活動、関係住民等の参加による保護教育・保護活動の推進などにより、長期的・継続的な保全に努めるものとする。



茅ヶ崎海岸と砂防柵工

2-3-3 沿岸の生態系の保全・保護

- 相模灘沿岸では、陸域や海域で動植物などの生態系が広範囲に形成されている。こうした豊かな生態系は周辺環境の変化に対して非常に脆弱であり、一度破壊されるとその回復には長年月を要し、特に、干潟やサンゴ類の復元は困難となることが多い。これらの生態系は、漁業や観光などの産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、かつ、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとしても重要である。藻場や干潟、サンゴ類、海岸林等の生態系の保全・保護や再生は、水産資源の確保や栽培漁業にも有効であることから、海域の浄化対策や海岸利用者等のマナー向上などを含めた保全・保護に努めるものとする。
- 海岸環境に関する情報については、将来にわたり収集・整理・分析等を継続し、管理・公開していくことが望ましい。このため、関係行政機関と関係住民等が一体となって関係住民が参加しやすい情報管理のシステムづくりを図り、環境調査や環境教育を充実させ、生態系の保全・保護活動に努めるものとする。



横須賀海岸

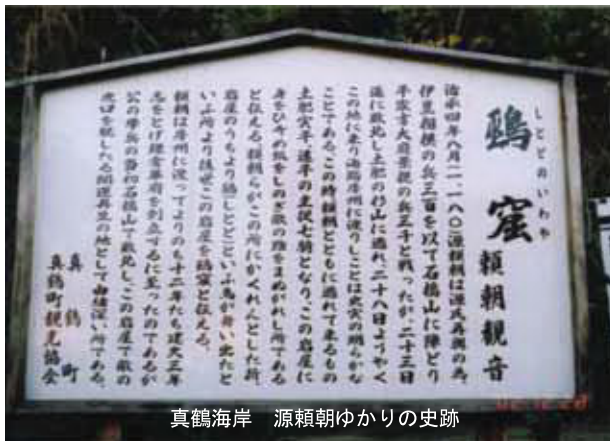
2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

2-4-1 歴史・文化資源の保全

- 相模灘沿岸には、歴史を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源の保全に努めるとともに、海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係機関等と連携し、支援するものとする。



横須賀海岸 荒崎の関東ふれあいの道
「荒崎・潮騒のみち」



真鶴海岸 源頼朝ゆかりの史跡



三浦市 諸磯湾

2-4-2 地域連携の促進と海岸美化の活動

- 海岸におけるゴミ問題や内陸のゴミが河川を通じて沿岸に至るといった問題は、沿岸のみならず内陸を含めた問題であり、関係行政機関と流域住民などと連携した取り組みが重要である。このため、海岸美化を推進するとともに、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、海岸利用者等の清掃活動に対して支援するものとする。
- 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、快適で清潔な海岸を目指すという観点から、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。さらに、地域の海岸愛護や動植物愛護を促す環境教育、人材育成、これらに関する関係住民などの活動を支援するものとする。
- 関係行政機関及び関係団体の広報活動等を通じた、海岸美化活動の展開が重要である。このため、海岸利用者等へのゴミの持ち帰りなどの呼びかけのマナー向上に努めるものとする。



大磯海岸の砂浜への乗り入れ禁止看板

2-4-3 沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり

- 高齢者や障害者等が日常生活の中で安全で快適に海岸へ近づくことができ、身近に自然とふれあえるようにするため、利用の多い海岸においては海岸保全施設等のユニバーサルデザイン化を推進するよう努めるものとする。
- 幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での便利施設へのルート表示や案内表示の設置等の充実を図るものとする。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるよう、沿岸の関係行政機関等と連携を図るものとする。
- 海岸利用に伴い必要となるトイレ等の施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子供、お年寄り、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。
- 沿岸の便利施設の内容や周辺環境の状況などについて、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図り、インターネットなどを通じ利用者へ情報が提供されるよう、関係行政機関と連携を図るものとする。
- 関係住民やボランティアによる干潟や磯場での自然観察、シュノーケリングといった海岸の動植物とふれあう環境学習などに対して支援するものとする。また、高齢者や障害者も、車イス等で安全に海岸の中を利用、学習できるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

2-4-4 プレジャーボート対策の推進

- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、港湾法等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりを図るものとする。
- 国土交通省・水産庁による平成 22 年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県海域及び河川域を含め神奈川県全域で 1,997 隻であった。神奈川県では平成 10 年 11 月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定めて、不法係留艇の撤去に向けた対策を講じるとともに、平成 14 年 4 月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。

2-4-5 海岸での利用調整

- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。また、夏季を中心に、海水浴等の海岸利用者が増加するため、海岸利用と近隣の生活環境との調和を図ることが課題である。このため、海洋レクリエーション利用に伴う利用者間のトラブル防止及び海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等と連携を図るものとする。



平塚海岸の海・川・浜のルールブック

第3編 — 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 —

第3編では、第2編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について示す。

3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

3-1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

本計画では、原則として一連の海岸保全施設を新設・改良しようとする区域を定める。基本的には、現在、海岸保全区域に指定されている海岸を対象とするが、その他の海岸であっても施設の新設・改良を行うことが必要と認められるときは、海岸保全区域の指定を前提に整備の対象とする。

対策を講じる海岸は、現在、越波・飛沫等の高波災害や、砂浜全体の侵食が進行している海岸、あるいは以前から対策を継続している海岸とする。

3-1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を図 3-3-1（基本計画総括図）に、種類及び規模を表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

3-1-3 海岸の防護の考え方

(1) 高潮に対する防護

高潮からの防護を対象とする海岸にあつては、“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に來襲波浪による打ち上げ高を加えたものに対して防護する。

(2) 津波に対する防護

津波からの防護を対象とする海岸にあつては、東北地方太平洋沖地震を契機として、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月 8 日）の考えにより、朔望平均満潮位を加え、数十年から百数十年に一度程度発生する津波によるせり上がりを考慮した水位に対して防護する。併せて、地域の状況や防災効果を考慮してハード、ソフト面を組み合わせる防護する。

(3) 侵食に対する防護

侵食が進行している海岸にあつては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、必要に応じて優れた消波機能を有する砂浜全体の回復を図る。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく、流砂系・漂砂系の考えに基づき、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

具体的には、平成 23 年 3 月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、河川から供給された土砂が海岸に沿って移動し形成された砂浜の範囲を「漂砂系」、岬と岬に区切られたポケットのような海岸地形の中で砂の移動が収まり砂浜が形成されている「ポケットビーチ」に大別しそれぞれの特性をふまえ、養浜を主体とした海岸保全を進め、P D C A サイクルにより計画、実行、検証、再検討を行い、砂浜の変化に応じた適切な管理を行う。

3-1-4 受益の地域

海岸保全施設の新設又は改良によって、海岸侵食及び高潮・越波、津波等による災害から防護される地域である、受益地域については、図 3-3-1（基本計画総括図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

3-2-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を津波・高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要である。維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を、図 3-3-1（基本計画総括図）に示す。

3-2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類及び規模を表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に、施設の配置を図 3-3-1（基本計画総括図）に示す。

3-2-3 維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な措置を講じ、施設の機能維持を図る。

また、海岸保全施設は、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定するなど、施設の維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つよう努める。

海岸保全施設の維持又は修繕の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 海岸保全施設においては、変状による性能の低下が、直接防護機能の低下につながりやすい。
- ② 長い延長の一箇所でも破堤すると他が健全でも大きな被害をもたらす可能性がある。また、施設の天端高が不足すると、施設本体は破堤しなかったとしても、背後地に大きな被害をもたらすことになる。
- ③ 海岸保全施設の変状は、主に地震、津波、高潮の発生時に進展するとともに、海岸の地形や構造物の配置等によって、劣化や被災による変状が起こりやすい箇所がある。
- ④ 構造物の破壊に至る変状連鎖の第一段階が堤体材料の吸出しであり、これにより堤体内の空洞化が進行するケースが多いが、基礎部分が海面下に没していることが多く変状を発見しにくい。
- ⑤ 堤体材料の吸出しや堤体の変状に対する予防保全として、堤防前面に十分な幅の砂浜が確保されている状態を維持することが重要であるため、堤防だけでなく砂浜の変化に対する点検もあわせて実施していく必要がある。

なお、海岸保全施設ごとの維持又は修繕の方法を表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

3-2-4 受益の地域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設によって、海岸侵食及び高潮・越波、津波等による災害から防護される地域である、受益地域については、図 3-3-1（基本計画総括図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

3-3 ブロック毎の海岸保全施設の整備に関する事項

(1) 防護方式

海岸保全施設の防護方式は、線的防護方式、面的防護方式に大別される。それぞれの主な施設には、以下のようなものがある。

- ・線的防護方式 : 堤防・護岸（直立、傾斜、緩傾斜）、消波堤、防潮水門等
- ・面的防護方式 : 突堤、人工リーフ、離岸堤、養浜等

表 3-3-1 主な海岸保全施設

種 類	施設の整備目的	特 徴	実施事例	
線的な防護方式の主な対策工法	護 岸 (直立式)	<ul style="list-style-type: none"> ・越波の防止。 ・高潮、津波による後背地への海水侵入防止。 ・陸域の侵食防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・比較的費用が安い。 ・侵食がなければ砂浜は広い。 ・コンクリートの壁が目立つ。 ・水際に近づくのが困難。 ・護岸より海側は効果なし。 	
	護 岸 (緩傾斜式)	<ul style="list-style-type: none"> ・越波の防止。 ・高潮、津波による後背地への海水侵入防止。 ・陸域の侵食防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への影響が少ない。 ・海岸が利用しやすい。 ・直立式より費用がかかる。 ・砂浜が狭くなる。 ・護岸より海側は効果なし。 	
	消波工 (消波堤)	<ul style="list-style-type: none"> ・越波の防止、低減。 ・崖（浜崖）の侵食防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越波低減効果は大きい。 ・崖（浜崖）侵食防止に有効。 ・景観への影響が大きい。 ・砂浜が狭くなる。 ・消波工より海側は効果なし。 	
	突 堤	<ul style="list-style-type: none"> ・砂浜の侵食防止。 ・沿岸漂砂（海岸線に沿った砂の動き）の制御。 ・突堤の漂砂上手側の汀線維持。 	<ul style="list-style-type: none"> ・費用はかかるが、自然石を用いた事例もある。 ・漂砂の上手側は堆積、下手側は侵食。 ・1基造ると、下手に次々造る必要に迫られることがある。 	
	離岸堤	<ul style="list-style-type: none"> ・消波（波を小さくする）。 ・離岸堤背後の堆砂促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工リーフと比較すると施設占有面積が小さく安価で、保全効果も分かりやすい。 ・開口部は侵食傾向となる。 ・景観や船舶航行への影響は大きい。 	
	人工リーフ (潜堤)	<ul style="list-style-type: none"> ・消波（波を小さくする）。 ・人工リーフ背後の堆砂促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への影響は小さいものの、船舶航行への影響は大きい。 ・開口部は侵食傾向となる。 ・離岸堤と比較して施設占有面積が大きく高価で、環境への影響が大きい場合がある。 	
	ヘッドランド (人工岬工法)	<ul style="list-style-type: none"> ・侵食、越波の防止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・離岸堤群や人工リーフ群よりも少ない構造物で同等の範囲を守る場合がある。 ・構造物の影響のみではなく、美しい弓状海岸線の改変という景観上の問題点もある。 	
面的な防護方式の主な対策工法	人工海浜 (養浜)	<ul style="list-style-type: none"> ・越波、侵食等各種災害からの防護。 ・飛砂、飛沫の低減、抑止。 ・景観、利用の向上。 ・等々を含む総合的対策。 	<ul style="list-style-type: none"> ・後背地の利用計画と合わせて実施されることが多い。 ・陸域には東屋、トイレ、シャワー等の利便施設が整備されることもある。 ・養浜砂の流出を防止するため、他の工法と併用されることが多い。 ・養浜材の粒径を考慮することで安定した海浜を形成できる。 	
	岩盤型施設(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漂砂（海岸線に沿った砂の動き）の制御。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常時と高波浪時で方向の異なる沿岸流に対して、砂礫流出の防止を図る。 	
	沿岸漂砂礫流失抑制施設	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出の抑制。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海底勾配が急峻な海底谷が迫る海岸において、供給土砂の流出抑制を図る。 	
	その他	植栽・植林 (防潮林等)	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂の低減、抑止。 ・飛沫の低減。 ・景観の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近年は、松ばかりでなく、砂浜性植物による飛砂防止効果が期待されている。

(2) 留意事項

海岸保全施設を整備しようとする区域毎に海岸保全施設の種類、規模、配置等について定める。海岸保全施設の種類、規模、配置等は、各地区などの実態に応じて防護、環境及び利用の観点から施設計画を立てる。海岸保全施設の新設・改良にあたっては、工法選定を防護、環境及び利用面から合目的な理由を位置づける。また、施設計画を策定するにあたっては、自然条件や海岸環境や利用に配慮した、適切な施設の整備とソフト的な対策を計画するが、このことについては地元市町、漁業関係者、関係住民、海岸利用者等の意見を聴くことが必要である。

老朽化護岸の場合は、その改築も施設計画の一部である。海岸保全施設の効用を果たしている道路擁壁等は、各施設管理者と調整のうえ、既設擁壁等を撤去して改築する案、既設擁壁の前面に新たに海岸保全施設を設置する案などを検討する。

また、海岸保全施設の防護機能を長期にわたり確保するためには、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理を行うことが必要である。

なお、海岸保全施設がその防護水準に達していない箇所は、警戒・避難などのソフト対策で対処する。さらに、防護水準を超える外力に対しては、地域防災計画に従って関係行政機関や地域住民と連携を図りながら警戒・避難などのソフト対策で被害の軽減を図るものとする。

また、防護水準を超える最大クラスの津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防等が破壊、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。

海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項を示す。

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（1）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
横須賀	①剣崎～毘沙門	1	間口漁港	松輪	水産庁	三浦市	805	人工海岸 自然海岸	津波			防潮堤	350.5	4.5	=	=	*都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 *一定の防護水準を確保する。	一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。江奈漁奥の干潟の貴重な生物環境の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	*護岸及び防潮堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 *消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 *門扉については、日常的な巡視・台風前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	越波の防止によって背後地の生活環境が向上する。
												護岸	363	4.5	=	=						
												消波工	146	=	=	=						
												門扉	11(基)	4.5	=	=						
	2	毘沙門漁港 (現在、海岸保全区域の指定は無い)	水産庁	三浦市	700 (現在、海岸保全区域の指定は無い)	人工海岸 自然海岸	津波		砂浜	=	=	=	=	*高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	*護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 *消波工についてはブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 *砂浜については、日常的な巡視や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。			
									護岸 改良	250	2.7	250	4.7									
3	三崎漁港	宮川	水産庁	神奈川県	1,709	人工海岸 自然海岸	津波		護岸	32	4.5	=	=	*都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 *高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 *環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。風致地区と首都圏近郊緑地保全区域に指定されている現在の環境を維持する。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	*護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。			
									堤防	26.5	6	=	=									
②三崎～長者ヶ崎	4	三崎漁港	晴海	水産庁	神奈川県	700	自然海岸	津波						*都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 *高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	=	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。			

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（2）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
横須賀	②三崎～長ヶ崎	5	三崎漁港	城ヶ島	水産庁	神奈川県	3,130	人工海岸 自然海岸	高潮(越波)	護岸		103.5	3.5	=	=	住宅地 工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂から背後地を防護するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。 ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・研究の拠点の形成など海の総合的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・飛砂を防止して背後地を防護するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線を維持する。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・白萩碑を中心として造成された人工海浜の整備と保全に努める。城ヶ島の東西端に広がる磯場、漁場の保全、保護に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。沿岸沿いの散策道の維持・補修を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・越波、飛砂の防止によって背後地の生活、利用環境が向上する。侵食の防止によって砂浜の保全が図られる。
		6	三崎漁港	三崎(現在、海岸保全区域の指定は無い)	水産庁	神奈川県	2320(現在、海岸保全区域の指定は無い)	人工海岸	高潮(越波)	護岸		不明	不明	=	=	住宅地 工業用地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入り組んだ湾内の底質や水質の保全に努める。生態系や自然環境に配慮した水辺空間の創出を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。プレジャーボートと漁船等の航行等の調整を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸については、機能保全計画を策定し、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		7	三崎漁港	白石	水産庁	神奈川県	1,100	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		57.1	6.5	=	=	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・磯場、漁場の保全、保護に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		8	三崎漁港	海外	水産庁	神奈川県	1,580	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		82.95	4	=	=	住宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・磯場、漁場の保全、保護に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		9	三崎漁港	諸磯	水産庁	神奈川県	4,200	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		776.55	1.2~3.1	=	=	住宅地 林地	<ul style="list-style-type: none"> ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・磯場、漁場の保全、保護に努める。入り組んだ湾内の底質水質の悪化や湾奥での土砂の堆積の予防に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（3）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	先端高(T.P.m)	延長(m)	先端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	10	三崎漁港	小網代	水産庁	神奈川県	6,070	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		248.35	3	=	=	住宅地 林地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・極力自然環境を損ねることのない工法を選択するよう取り組む。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、漁場の保全、保護に努める。入り組んだ湾内の底質水質の悪化や漁業での土砂の堆積の予防に努める。小網代の干潟のアカテガニ、油壺のクサフグなど貴重な生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
		11	初声漁港	三戸	水産庁	三浦市	555	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	護岸	砂浜	不明	不明	=	=	道路 住宅地	・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の磯場、藻場、干潟の保全、保護に努める。貴重な植物群落の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、波浪によるブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。	
		12	三浦(河)	初声	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	840	自然海岸	津波 侵食	砂浜			=	=	=	=	道路 住宅地	・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・相模湾沿岸海岸侵食対策計画に基づき汀線の維持に努める。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「三戸のお精霊流し」などの伝統的な催事に配慮した適切な海岸保全に努める。	・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	侵食対策によって砂浜および背後地の保全が図られる。
		13	三浦(河)	長浜	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	960	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	砂浜	改良	325	2.91～4.14	400	未定	道路 住宅地 公共施設 駐車場	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。県YMA三浦ふれあいの村と連携して「自然体験学習の場」としての整備を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
14	長井漁港	荒井	水産庁	横須賀市	658	人工海岸 自然海岸	津波 高潮	消波工	新設	改良	=	=	100	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の磯場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。		

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（4）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	15	長井漁港	漆山	水産庁	横須賀市	844	人工海岸 自然海岸	津波 高潮	護岸	改良	70	1.9	70	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		16	長井漁港	新宿(現在、海岸保全区域はない)	水産庁	横須賀市	573 (現在、海岸保全区域はない)	人工海岸	津波	護岸	改良	40	2.6	40	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		17	長井漁港	本港	水産庁	横須賀市	784	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	改良	721	2.9	721	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		18	横須賀(河)	長井	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,398	人工海岸	津波	護岸	堤防	不明	不明	=	=	道路 住宅地	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	沖合の藻場や天然磯場など豊かな小田和湾の生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。多くの人たちが海辺と親しむことができるよう安全で快適なアクセスづくりを推進する。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（5）

（表は構想であり、実施にあたっては、海岸に関し学識経験を有するもの、関係市町長及び関係住民等の意見を聴きながら計画を策定する。）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		後背地の状況	整備の方針	海岸の目標			期待される効果		
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
																						維持又は修繕の方法	
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	19	長井漁港	井尻	水産庁	横須賀市	263	人工海岸	津波	護岸	改良	330	2.9	330	検討中	<p>・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。</p> <p>・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。</p>	高潮や津波等による被害が想定される地域に「荒廃・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀「長井」」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対して「ルール」の周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。			
		20	佐島漁港	谷戸芝	水産庁	横須賀市	1,227	人工海岸 自然海岸	津波	護岸		120	3.7			<p>・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。</p> <p>・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。</p>	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。		
		21	佐島漁港	本港	水産庁	横須賀市	2,396	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	新設	=	=	280	検討中	<p>・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。</p> <p>・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。</p>	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。天神島周辺の貴重な植物の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。天神島から笠島にかけての横須賀市臨海自然教育園を自然体験学習の場として利用する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。		
		22	佐島漁港	声名	水産庁	横須賀市	1,040	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	砂浜	新設	=	=	120	検討中	<p>・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。</p> <p>・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。</p>	越波が生じている道路沿いの箇所については、海岸景観に配慮した護岸の嵩上げ等によって越波を防止する。越波が生じている漁港施設背後については、既設護岸の嵩上げのほか沖合施設や養浜等によって越波を防止する。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。声名川河口の砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。砂浜の回復と保全により海岸利用者のアクセスの改良と利用環境の向上が図られる。		
											護岸	新設	=	=	200	検討中							
											護岸	改良	615	3.6	615	検討中							
		23	秋谷漁港	秋谷	水産庁	横須賀市	1,069	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			78	2.1~2.9	=	=	<p>・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。</p> <p>・一定の防護水準の確保を図る。</p>	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行う。	沖合の藻場・磯場や秋谷海岸の砂浜の保全、保護に努める。隣接する立石の景観資源の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。	
		24	横須賀(河)	秋谷・海老田	国土交通省 水管理・国土保全局	神奈川県	1,001	自然海岸	津波 侵食	消波工	新設	=	=	=	3.65	<p>・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。</p> <p>・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図るものとする。</p> <p>・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。</p>	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた立石の景観資源や、自然体験学習の場ともなっている藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。	・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努める。施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	越波、飛沫の防止によって背後地の生活・利用環境が向上する。侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。		
										護岸	改良	39	5.68	未定	未定								
											砂浜		=	=	=	=							